平成２３年（フ）第６７号
群馬県桐生市相生町１丁目621番地の４　フリーダムハイツ103号室
債務者　市村　典之
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２９４号
愛知県春日井市神領町北１丁目236番地　県営神領住宅12棟507号
債務者　平井　和代
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８６号
名古屋市港区土古町２丁目２番地　新土古荘Ｔ－５棟204号
債務者　西中　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９号
三重県鈴鹿市道伯３丁目４番15号　モアクレール101
債務者　堂園　勝美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７１号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目４番１号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町６丁目32番２号
債務者　北島　彰二
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０４号
神戸市中央区中山手通４丁目12番10号
債務者　珠代こと　中島　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４４号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番２―409号
債務者　村田　晴美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７９号
神戸市灘区原田通３丁目６番６号　まやマンション４－Ｄ
債務者　木谷　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８４号
神戸市兵庫区御崎本町２丁目３番９―104号
債務者　宮脇　順一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８９号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番36―513号
債務者　横田　竹司
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９０号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番36―513号
債務者　横田惠美子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０６号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番29号　ヴィラ神戸602
債務者　牧之内由美子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１６号
神戸市東灘区北青木２丁目６番34号、従前の住所兵庫県西宮市六軒町11番27―201号
債務者　五十嵐寛子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市吉成２丁目８番18号
債務者　西村　静江
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
島根県大田市久手町波根西275番地２
債務者　山尾　友久
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５８号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1500番地
債務者　久保田華代
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５９号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4694番地１
債務者　北島　久子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部